

学校における働き方改革を進め、「先生の元気」を 「子どもの元気」につなげます

保護者 地域の皆様へ



教師が子どもたちと向き合う時間を確保し効果的で充実した教育活動を行うため学校における働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします！

充実した教育活動を行うためには、学校が教職員にとって働きやすさと働きがいと両立する職場となることが重要です。彦根市教育委員会と学校は、子どもたちと向き合う時間や、授業の質を高める授業準備の時間を十分に確保できるよう、教職員の働き方を見直し、長時間勤務を早急に改善するよう一層の取組を進めてまいります。保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解をお願いします。

Q1 『先生の1日の勤務時間は？』

- 教師の勤務時間は**8時15分から16時45分まで**（※1）の7時間45分となります。
- 早朝や16時45分以降は勤務時間外**となります。

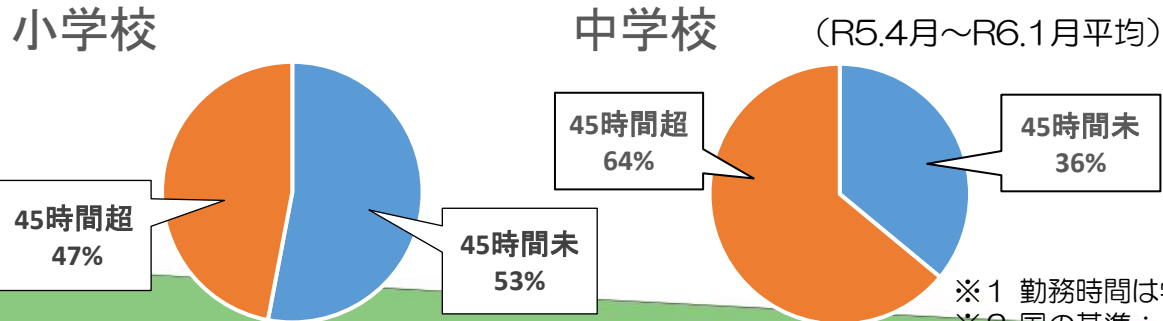
<教師の1日のスケジュール例（小学校）>



7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
時間外	勤務時間(8:15~16:45)									時間外		
授業準備	1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目	帰りの会・下校指導	<ul style="list-style-type: none"> ※中学校の場合、部活動指導 ○週案・出席簿作成 ○成績評価 ○行事の準備 ○提出物の丸付け ○学年の打合せ ○会議や各分掌打合せ ○保護者の方の相談対応 ○授業準備・教材研究 ○校務分掌業務 ○学級事務 				
授業準備	授業準備・朝学習・朝の会	授業準備	児童指導（中休み）	授業準備	給食指導・清掃指導 児童指導（昼休み）	授業準備	授業準備	授業準備	授業準備	授業準備	授業準備	授業準備

Q2 『先生の実際の勤務の状況は？』

- 小学校の47%、中学校の64%は時間外勤務時間の上限である月**45時間を超える勤務**をしています。（※2）
- ※厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」によると、脳・心疾患の発生と関連性については、時間外労働が概ね45時間を超えると「徐々に強まる」とされています。



※1 勤務時間は学校によって異なります。
※2 国の基準：1か月当たり45時間

学級の子どもと
もっと話したい

教材研究や
授業準備の時間
が足りないよ



令和6年度「働き方改革」として彦根市教育委員会や各学校が取り組むこと



☆働き方改革 Q&A

①電話対応時間の設定 **7時45分～18時30分**(季節・行事・部活動により変わります)
 ・市内小中学校では、自動音声対応電話を導入しており、**18時30分以降**(※3) や休日、学校閉庁日には、電話がつながりません。

(※3)緊急対応を要する場合は、彦根市役所代表番号や警察・消防など専門機関へのご連絡をお願いします。

②欠席連絡の受付は、電話以外にも**アプリ**を利用 **te toru**

③**スクール・サポート・スタッフ**の配置(授業プリントの印刷など教員の業務を支援)

④「**5時間日課**」・「**45分授業(中学校)**」の取組(※4)

・学期末など「学習のまとめ」の時期に「5時間日課」を採用したり、「45分授業(中学校)」を実施したりすることで、**放課後の授業準備等の時間を確保**します。

◎教材研究や子どもたちの学習状況を正確に把握し、**授業の質を高め**ます。

⑤原則全てのイベント等のチラシ配布を**公式ウェブサイト掲載**へ移行

・配布する時間を削減し、**授業時間の確保**ならびに**特別活動の時間**(朝の会・帰りの会等)の充実を図ります。

⑥中学校の平日の**部活動の活動時間**は概ね**2時間以内**とし、最終の下校時刻を**17時30分**とします。

⑦**学校閉庁日の設定**
(お盆の期間・年末年始)

令和6年度は、次に掲げる期間、学校を閉めます。

ア **令和6年(2024年)8月10日から8月16日まで**

イ **令和6年(2024年)12月27日から令和7年(2025年)1月3日まで**

(※4)年間の総授業時数については、国の定めた**標準授業時数を確保**いたします。



Q 1 『なぜ、学校の働き方改革が必要なのですか?』

多くの教員は、「子どものためなら、長時間勤務もいとわない。」という想いで一生懸命に働いています。しかし、教員が疲弊していくのであれば、それは結果として「子どものため」にはつながりません。

教員が児童生徒と向き合う時間、資質を高める時間を十分に確保し、また心身ともに健康で働きやすい環境をつくることで、子どもたちがより充実した教育を受けることができるようにするためです。

Q 2 『普段、忙しくても、夏休みなどはたくさん休めるのではありませんか?』

教員は、子どもたちが夏休み中でも普段と同じように勤務し、教材研究や校内研修、中学校では部活動の指導など、多岐にわたる業務に携わっています。

Q 3 『働き方改革が進まないことによる影響はあるのでしょうか?』

育児や介護等の家庭事情を抱えながら働く教員も多くいますが、長時間勤務を前提とした働き方のままでは教員の離職にもつながり、また教員を志望する人材の確保が困難になることが心配されます。



この記事に関するお問い合わせ先

彦根市小中学校働き方改革推進チーム 電話：0749-24-7973